

2017年2月12日

自由民主党厚生労働部会 会長 渡嘉敷奈緒美 議員 御机下

FAX:06-6319-1536 及び 03-3508-3727

非営利活動法人 日本タバコフリー学会 代表理事 菌 潤  
〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町1-11-44 ビコロ曾根3F  
FAX: 06-6857-2334 <http://tobaccofree-adv.main.jp/>



拝啓 薬剤師資格もお持ちの議員におかれては、以前は厚生労働副大臣として、現在は自由民主党厚生労働部会の会長として、一貫して国民の健康と福祉の増進にご精励いただいていますことを、心より感謝申し上げます。

本会は毎年世界で600万人、日本で10数万人の死者、1万5千人の受動喫煙死者の原因であるタバコの害から人々を守り、最終的にはタバコのない（タバコフリー）社会を目指すNPO法人で、大阪府豊中市に事務所を置いております。

2015年、松山での本会の第4回学術大会の開会式には、塩崎厚生労働大臣もご臨席の上、本会の活動に温かいお言葉をいただき、大変感謝しております。

さて、自民党厚生労働部会では、厚生労働省の受動喫煙防止対策強化案に、「禁煙ではなく分煙」「五輪の為なら、東京だけで」などという反対論が多く、議員が部会長として大変苦慮されているとの報道を拝見しました。

5月31日世界禁煙デーに厚生労働省が掲げる近年のテーマは

「2020年、受動喫煙のない社会を目指して ～たばこの煙から子ども達をまもろう～（2016年）」、

「2020年、スモークフリーの国を目指して ～東京オリンピック・パラリンピックへ向けて～（2015年）」、

「オールジャパンで、たばこの煙のない社会を（2014年）」

とスモークフリー（受動喫煙ゼロ）の国を目指している啓発活動に、国民も注目し強い希望を抱いております。

本会の基本的な立場は、以下の通りです。

- ①全ての労働者が全ての職場で、受動喫煙被害を受けない施策を実施すべきであり、屋内の職場は法律で全て禁煙とすべきである。
- ②飲食店等のサービス産業においても、受動喫煙被害を防止できない分煙や喫煙室を認めることは、弱い立場の従業員が職場で受動喫煙被害を強いられている現状を是認・放置することに他ならない。
- ③店の面積や業態に関係なく、全て完全禁煙で違反に罰則付きとすれば、受動喫煙も完全に防止出来、零細店が懸念する客離れ・廃業の心配も無い。
- ④国は総合的・根本的なタバコ対策を実施すべきで、補助金は喫煙室設置ではなく、タバコ農家の転作やタバコ小売店の転業に向けられるべきである。

本会の立場は、公衆衛生学・産業医学に基づき、世界では常識でもあります。日本も批准している「世界保健機関 (WHO) のタバコ規制枠組み条約 (FCTC)」は、屋内完全禁煙を強く求めています。韓国でも 2015 年から全ての飲食店 (バーを含む) が禁煙になり、喫煙室設置には一切補助金を出していません。

昨年と今年の 2 回、ソウルで現地調査しましたが、店の全額負担となるため喫煙室はごく稀でした。ご参考までに、韓国がんセンター部長による講演、別送同封の本学会第 5 回大会抄録集をご覧ください。

また、喫煙の被害の最大の被害者は喫煙者自身であり、国が喫煙室の設置を認める事は、喫煙習慣を是認・固定化し、国が喫煙者の健康被害に無関心であるとのメッセージに繋がります。

以上、当会の主張もご勘案の上、議員が自由民主党厚生労働部会長として、東京五輪で日本が世界に恥さらしとにならないように一層の啓発を行なわれ、国民の健康を守る為に、適切にご対処されることを心からお願い申し上げます。

末筆になりましたが、本会へのご支援を引き続きお願い申し上げますと共に、議員の益々のご活躍をお祈り申し上げます。 敬具